

○国分寺市つきまとい勧誘行為防止条例施行規則

平成17年1月6日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市つきまとい勧誘行為防止条例(平成16年条例第27号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(重点地区)

第2条 条例第6条(重点地区)第2項の告示は、指定する地区の範囲を明確にして行うものとする。

2 条例第6条の規定により重点地区を指定したときは、その旨を掲示板の設置等により明示しなければならない。

(警告)

第3条 条例第7条(警告)第1項に規定する書面は、警告書(様式第1号)とする。

(勧告)

第4条 条例第8条(勧告)に規定する書面は、勧告書(様式第2号)とする。

(公表の方法等)

第5条 条例第9条(公表)の規定による公表は、市報、ホームページ等への掲載により行うものとする。

2 公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあつては名称及び代表者名)
- (2) 勧告を受けた者の住所(法人にあつては主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告に係る店舗の名称、所在地及び責任者の氏名
- (4) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかつた旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に心要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第6条 条例第9条後段の規定による意見陳述は、当該公表に関する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出してするものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。

2 前項の場合において、当該意見陳述人の申立てがあつたときは、前項の意見書の提出とともに、市長は、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、意見書の提出期限までに相当の期間において、当該意見陳述の名あて人となる

べき者に対し、次に掲げる事項を公表通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 公表しようとする事実並びにその根拠となる条例及び規則の条項
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 意見書の提出先及び提出期限
- (4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨
（つきまとい防止パトロール隊等）

第7条 条例第10条（つきまとい防止パトロール隊）第1項に規定する国分寺市つきまとい防止パトロール隊に所属する隊員は、国分寺市つきまとい防止パトロール隊員証（様式第4号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 条例第10条第2項に規定する規則で定める者は、警備業法（昭和47年法律第117号）の規定による警備業者の認定を受けている者とする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

警 告 書

あなたは、国分寺市つきまとい勧誘行為防止条例第5条第2項に規定する指導を受けたにもかかわらず、つきまとい勧誘行為を続けているので、つきまとい勧誘行為を止めるよう、同条例第7条第1項の規定に基づき警告します。

年 月 日

国分寺市長

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

国分寺市長

勸 告 書

この勸告書は、国分寺市つきまとい勧誘行為防止条例第5条第2項に規定する違反者等(つきまとい勧誘行為の実行行為者及びその者に勧誘行為を命じた者並びにこれらの者に勧誘行為を委託した者)に対して発せられるものです。

年 月 日 午 時 分頃 において、
に対して同条例第5条違反と認める行為を
(あなた あなたが勧誘行為を命じた者 あなたが勧誘行為を委託した者)が行ったため、指導及び警告書を発していますが、更に反復してつきまとい勧誘行為を行っているため、同条例第8条の規定により次の事項を勸告します。

あなたが自身が勧誘行為を行う場合は、勧誘行為の方法を変更する等により、拒絶の意思を示している者に対しての、つきまとい勧誘行為にならないよう注意してください。(市内全域の公共の場所においてつきまとい勧誘行為は禁止されています。)
また、人に勧誘行為(他の法令で禁止されている場合を除く。)を命じるとき又は勧誘行為を委託するときは、その者に対し、勧誘行為をするときはつきまとい勧誘行為をしてはならない旨を指導し、再発防止に努めてください。

なお、あなたが正当な理由がなくこの勸告に従わなかったときは、同条例第9条に基づきその旨を公表する場合があります。公表しようとするときは、あなたに通知しますので、あなたは、意見書を提出して公表に対する意見を述べることができます。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

国分寺市長

公 表 通 知 書

国分寺市つきまとい勧誘行為防止条例第9条の規定によりあなたが
第 号による勧告に従わない旨を下記の理由により公表することを予定しております。つきましては、同条後段の規定に基づく国分寺市つきまとい勧誘行為防止条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり意見書の提出ができますので、通知します。

記

(1) 公表する理由

ア 公表しようとする事実並びにその根拠となる条例及び規則の条項

イ 公表の原因となる事実

(2) 意見書の提出先及び提出期限

ア 提出先

イ 提出期限 年 月 日 () 必着

ウ 口頭による意見陳述について

この意見書の他に口頭で意見を述べることができますが、希望の有無について次のいずれかに○を付けてください。

① 希望しない ② 希望する

希望する場合は(2)アの提出先に御連絡ください。

様式第4号(第7条関係)

写 真	第 号
	国分寺市つきまとい防止パトロール隊員証
	氏名
	年 月 日生
	上記の者は、国分寺市つきまとい勸誘行為防止条例第10条第1項 に規定する国分寺市つきまとい防止パトロール隊の隊員であるこ とを証明する。
	隊員の権限
	<input type="checkbox"/> 指導(質問を除く。)
	<input type="checkbox"/> 指導(質問を含む。)及び警告
	年 月 日 発行
	国分寺市長

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)